

# 社会福祉法人スキーム福祉の会 役員及び評議員等の 報酬等に関する規程

(平成 29 年 4 月 1 日 社会福祉法人制度改正版)

作成日	平成 29 年 4 月 1 日
最新版改定日	

## 社会福祉法人スキーム福祉の会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人スキーム福祉の会（以下「法人」という。）定款第9条第3項及び第23条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員を併せて評議員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし1か月16日以上勤務する理事長をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事長以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用と明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 定款第9条及び第23条に定める通り、常勤の理事長に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員及び評議員等は、無報酬とする。ただし、法人の職員を兼務し職員給与が支給されている理事に対しては報酬を支給しない。

- 2 前項の規定に関わらず、法人の業務監督及び会計監査を行った場合、又は法令に基づく監査等に立ち会った場合には、非常勤監事に対して報酬等を支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事長に対する報酬等の額は、(別表1)に定める額とし、理事会において決定する。

- 2 法人の業務監督及び会計監査を行った場合、又は法令に基づく監査に立ち会った場合は、非常勤監事に対して(別表2)に定める報酬等を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月10日とする。(ただし、支給日が休日の場合は、その前日)

- 2 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した場合は、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 非常勤の役員及び評議員等が、理事会や評議員会、苦情解決第三者委員会、評議員選任・解任委員会等の会議、又は研修に参加した場合は、交通費等の費用として(別表3)に定める額を支給する。

2 全ての役員及び評議員等が研修等の為出張する場合は、別に定める職員旅費規程に基づいて旅費を支給する。

3 ただし、法人の職員を兼務し職員給与が支給されている理事に対しては支給しない。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、日割によって計算する。

4 第2項の規定に関わらず、常勤の理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1)

常勤理事長報酬 ※第5号を限度額とし、在職5年を経るごとに1号ずつ昇給する。

号給	月額
第1号	500,000円
第2号	550,000円
第3号	600,000円
第4号	650,000円
第5号	700,000円

(別表2)

非常勤監事報酬

区分	日額	適用
非常勤監事	13,000円	法人の会計監査の実施 法令に基づく監査等への立会い

(別表3)

非常勤の役員及び評議員等の費用弁償

区分	費用弁償の日額	適用
非常勤理事	5,000円	理事会等への出席
非常勤監事	5,000円	理事会等への出席
非常勤評議員	5,000円	評議員会への出席
評議員選任・解任委員	5,000円	評議員選任・解任委員会への出席
苦情解決第三者委員	5,000円	苦情解決第三者委員会への出席